

別表 2

<BELS評価業務【非住宅】評価料金>

税抜（税込）金額 単位：円

評価対象床面積（㎡）	判定料金	
	モデル建物法（小規模版含む）	標準入力法（主要室入力法）
100 未満	100,000（110,000）	180,000（198,000）
300 未満	120,000（132,000）	200,000（220,000）
500 未満	140,000（154,000）	220,000（242,000）
1,000 未満	170,000（187,000）	280,000（308,000）
2,000 未満	200,000（220,000）	330,000（363,000）
3,000 未満	230,000（253,000）	390,000（429,000）
4,000 未満	260,000（286,000）	440,000（484,000）
5,000 未満	290,000（319,000）	500,000（550,000）
10,000 未満	330,000（363,000）	580,000（638,000）
20,000 未満	390,000（429,000）	660,000（726,000）
50,000 未満	440,000（484,000）	770,000（847,000）
100,000 未満	550,000（605,000）	940,000（1,034,000）
200,000 未満	720,000（792,000）	1,200,000（1,320,000）
300,000 未満	1,000,000（1,100,000）	1,600,000（1,760,000）
300,000 以上	1,200,000（1,320,000）	1,900,000（2,090,000）

別表 3

<BELS評価業務【住宅】評価料金>

税抜（税込）金額 単位：円

申請種別	料金	
一戸建ての住宅複合建築物の住宅部分（1住戸）	60,000（66,000）	
申請種別	基本料金	戸当り料金
共同住宅等（共同住宅・長屋住宅） 複合建築物の住宅部分（2住戸以上）	130,000（143,000）	3,500（3,850）
共同住宅等の料金は、基本料金＋（戸当り料金×住戸数）とする。		
共用部の審査を行う場合は共用部料金 130,000（143,000）を加算する。		

* 共同住宅等の申請において住戸の評価書を発行する場合は、上記料金に発行事務手数料として、1住戸あたり3,500円（税込3,850円）を加算する。

＜別表 2、3 共通注意事項＞

【複合建築物】

*1 複合建築物の場合は、非住宅部分は別表 2、住宅部分は別表 3 により算定される料金の合計とする。

【増改築】

*2 増改築の場合は、増改築に係る部分の床面積とする。

【計画変更】

*3 計画変更の料金は、変更後の面積に応じて別表 2、3 から算定される料金の 50% の額とする。
ただし、次の場合は新規に提出があったものとして扱う。

① 計算方法を変更して申請する場合

② 直前の評価を他の機関から受けている場合

③ 非住宅部分のみの評価を受けた複合建築物を、住宅部分を含めた評価とする場合

【減額等】

*4 当機関で行った省エネ適合性判定の結果を利用した申請の場合は、一律 50% を減額する。

【再交付】

*5 再交付については、一通につき 10,000 円（税込 11,000 円）とする。

記載事項を修正して再交付を行う場合は、一通につき 20,000 円（税込 22,000 円）とする。